

第3回 議会改革特別委員会の概要

○開催日時:平成26年1月23日(木)午前10時～午前11時37分

○開催場所:市庁舎5階 第1委員会室

○出席委員:小川正人(委員長)、山谷清(副委員長)、
澁谷政義、管野恭子、佐久間儀郎、山田裕一

○説明の為の出席者:水落孝子議員(協議事項1について)

○傍聴者:伊藤勝美議員

1. 一般質問における一問一答のあり方について

◆2月議会から試行的に、一問一答方式の運用について以下のとおり変更して行うこととしました。

- ①質問者は、登壇せずに、初めから質問者席で質問を開始する。
- ②細かな質問事項に区切って、項目ごとに質問と答弁を繰り返す。
- ③これまで選択制にしていた質問方式を、一問一答方式にすべて統一する。

◆質問者席の改良や理事者席へのマイク設置などについても、今後検討していくこととしました。

◆今回の変更について、2月議会での試行状況を検証したうえで、必要な規則改正を行うこととしました。

2. 分科会のあり方（討論と採決）について

◆2月議会から試行的に、新年度当初予算を審査するための分科会においては、討論と採決を行わないこととしました。

◆今回の変更について、2月議会での試行状況を検証したうえで、結論を出すこととしました。

3. 今後の予定と条例の検討方法について

◆12月議会で議会基本条例を提案するためのスケジュールについて確認しました。

スケジュールは、おおむね以下のとおりです。

- ①条例素案策定・・・条例に盛り込むべき事項について、検討する。
- ②条例案の検討・・・「前文」「総則」などの作成、各条文の言い回しなどを検討し、意見交換会で提示する条例案を作成する。
- ③条例案に対する市民との意見交換会の開催
- ④パブリックコメントの実施・・・郵便やメールによる意見の公募
- ⑤条例案の修正・・・市民からの意見や市との協議から必要な修正を加える。
- ⑥議会へ提案

◆条例案を検討するにあたって、市民の参加を求めることについては、
・一般公募により市民の参加を求める方法
・各種団体から推薦された人に参加を求める方法
・専門家との条例検討会などに、市民の参加を求める方法
など、継続してその方法を検討していくこととしました。

◆基本条例を制定するために必要な、情報収集や視察、また市民参加を求めるための広報などにかかる費用について、予算を要求をしていくことを確認しました。

4. その他

◆次回は、平成26年2月12日(水)午後3時から開催(予定)することになりました。

◆2月議会初日終了後、議会改革特別委員会でのこれまでの検討の経過報告並びに、全議員との意見交換を行うこととなりました。